

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 25 年 6 月 5 日現在

機関番号：12601

研究種目：基盤研究(A)

研究期間：2008～2012

課題番号：20243001

研究課題名（和文） 信用の比較史的諸形態と法

研究課題名（英文） Law and Historical Morphology of Credit

研究代表者

木庭 顕 (KOBAYASHI AKIRA)

東京大学・大学院法学政治学研究科・教授

研究者番号：20009856

研究成果の概要（和文）：近代のヨーロッパ・アメリカのみならずギリシャ・ローマ、イスラム、中国、日本の専門家が借財・土地担保・金融等々の社会史的分析をもちより、同時にこれらを（同じく歴史的に多様な）法的な枠組との間の緊張関係にもたらした。そしてそれらをめぐって比較の観点から激しい討論を行った。その結果、現代の信用問題を見る眼と信用問題の歴史を見る眼が共有する或る視座の限界が明らかになった。これは新しい視座の構築方向を示唆する。

研究成果の概要（英文）：Each of Specialists, not only of Modern Europe and America but also of Ancient Greece and Rome and Islamic world and pre-modern China and pre-modern Japan, collectively brought each historical analysis upon credit, mortgage, finance into a collision with accompanying various legal frameworks. And a mutual and acute discussion was held in a comparative perspective. So that it has become evident a limit of the precedent point of view which both theories have in common, of the actual problems of credit in the world and of the history of finance. This might suggest a new direction of constructing the fundamental theory of credit, but at most this remains unaccomplished, a fortiori a feedback process to each field of history waits us.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	5,000,000	1,500,000	6,500,000
2009年度	5,000,000	1,500,000	6,500,000
2010年度	5,000,000	1,500,000	6,500,000
2011年度	5,000,000	1,500,000	6,500,000
2012年度	5,000,000	1,500,000	6,500,000
総計	25,000,000	7,500,000	32,500,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・基礎法学

キーワード：信用・比較史・金融・社会構造・交換

1. 研究開始当初の背景

信用ないし広い意味の金融の問題については、現在のグローバル化の状況の中で、十分な見通しを持ちえない状況である。歴史的に様々な形成された社会構造が各社会に色濃く影響を及ぼし、一律の議論を許さない。

ところが、現状はと言えば、先進国の金融制度等に関する経済理論が存在するものの、これ自体極めて不十分であることが露呈され、さらにまた、様々な個性の様々な社会を世界の経済システムが包含するようになったことがその一因である。他面、それぞれの社会

に関する研究、その場合歴史的経緯に着目しなければ個性を認識できないわけであるが、そうした研究はそれぞれ独自であって、他との関係を論ずるのに適さない。

2. 研究の目的

そこで比較史的に見られる様々な信用の形態を研究するそれぞれの歴史的社会の専門家を複数結集し、これと法との間の複雑な相互関係を分析する、という課題が喫緊の物として浮上したわけである。この場合、おのずから、多元的多層的なアプローチの構築が要請される。

3. 研究の方法

まず、研究代表者の専門であるローマ法を比較研究の軸として設定した。この点でヨーロッパからローマ社会経済史の専門家を招いて突っ込んだ討論をした。このようなコアの議論を各自が各フィールドに持ち帰る、というのが基本的な共同研究の形式であった。具体的には、第一に、信用を支えるエイジェントの社会学的ミリューを、しばしばプロソグラフィカルな手法によって、あるいはソーシャル・ネットワークの観点から考察・実証すること、第二に、長期と短期の信用というカテゴリーの（単に長い短いと言うだけでない）実質が何であるのか、それぞれの社会においてどのようなバックボーンのもとに考察しうるか、第三に、土地保有との関係がどうであるのか、土地をバックアップとする信用と、土地に投下される信用の関係はどうか、第四に、人々の意識、とりわけ文芸的な史料に現れた意識、をどのように信用構造との関係で分析するのか、第五に、とりわけ数学的モデルの経済学的手法、そしてこれと密接な関係を有する行動科学的なアプローチとの間にどのような対話手段が有るのか、が基軸と個別研究を結ぶイシューであった。これらのイシューは言わば共同研究の連絡を成り立たせるシャトルの役割を果たした。

4. 研究成果

信用、つまり金融ないしファイナンスを含む大きな広がりのある社会事象、に関して新しい見通しを持つことは喫緊の課題である。様々な金融危機や信用不安が今や世界の歴史的変動を構成する最大の要因になっている。その際露呈し続けているのは、ミクロから国際金融、そして国家財政、に至るまで、社会の側が処方箋を示せないばかりか、把握するための理論的ターム自体を欠く、という事態である。もちろん、経済学には一定の蓄積が有り、「金融論」等々のジャンル、したがってまた概説書、なども存在する。しかしながら、これらが現代の問題に関して有効な

ツールを提供していないことは、暫定的に実現したアメリカの金融規制立法パッケージ、あるいはその実現過程における議論、を見るだけでも明らかである。そして、ここでは従来の金融理論が必ずしも視野に入れてこなかった政治的思想的歴史的社会的な要素が取り上げられ、かつこれらがネックとして意識されている。さらにまた、現代の危機的状況が、世界における非常に異なる政治体制・社会構造の雑然たる併存とインタラクションによってもたらされていることも明らかである。タックス・ヘイヴン問題を見るだけ十分である。

しかるに、従来の基本理解は、存外単純な前提の上に成り立ち、かつそれは意識無意識に極めて単純な単線の発展史観に基づいている。この点こそ、今回のプロジェクトによって明らかにしえた最も重要な点である。そのような単純な理解では、到底、現代の複雑な事象を捉えるための精度には到達しないことは自明である、という認識にわれわれは至った。従来の基本理解の精度の低さと言っても、それは二つの側面を有する。政治的法的、ないしおよそ社会的、なわれわれの基本理解は、古典的には、実はそれほど単純ではなかったことが明らかになった。つまり基本理解の単純化は、何等か或る時点で生じたことになる。この単純化の過程を今回は追跡する余裕を持たなかった。単に、古典的理解は違っていた、という点を確認しえたにとどまる。もう一つの側面は、そういう古典的理解でさえ必ずしも視野に入れることができなかつた様々な歴史社会における同種の事象をどう捉えるかである。もともと、新たに捉えなおされた古典的理解の観点に立つと、様々な「連絡橋」が見えてくる。まさにそれを手掛かりに、このプロジェクトが有するイスラム、中国、日本、に関する研究者が事象に立ち向かった。

1 「金融論」等における信用概念の再確認

「金融論」の入門書等々においては、まず貨幣が定義され、次いで「信用貨幣」の概念が導入される、という場合が多い。つまり、貨幣が給付されるという期待自体を貨幣として使う、ということである。これらのステップが一種擬似的発展段階として措定される。そのうえで、信用は、現在貨幣を有するが使用する必要のない者と、現在貨幣を有しないが使用したい者、の間の関係として規定される。前者から後者に給付され、これが信用の供与である。後者から前者への返済が含意される。つまり「貸借」である。タイム・ラグ、ないし時間軸、が強く意識される。まずこの単純モデルの上で、リスクの問題が論じられる。借り手の成功失敗、つまり収益と損失、を全て貸し手が引き受けるタイプ。反対に返済額は一定であり、成功失敗に関わ

りない場合。前者は貸し手がリスクを負うのであると説明される。

利息の問題は、他の投資機会との競争によって説明される。つまり貸し手がリスクを取らずに収益のみを取るようにして借り手が貸借を誘導するのであるが、この固定収益部分を多く約束し、競争相手を斥けようとする。損失のリスクが高い場合にはその分多く約束しなければ競争相手に負けるであろう。

いずれにせよ、鍵は、貸し手がこうしたリスクをどのように査定しうるかである。情報に関する非対称性が存在する。これを乗り越えようとモニタリングが行われる。貸し手と借り手の間には、かくして既にエイジェンシーが含意される。がしかし、このモニタリングを一層秀でた者に委ねるといふ第二のエイジェンシーを構築することも行われる。このときには、貸し手にさらに貸す、という手法が採られる。貸借の関係を構築可能な者、そしてそのモニタリングにも自信を有する者、に対して、金銭を有して消費する利益を持たないばかりか投資する機会も見いだせない者、が融資するのである。信用を移転するわけである。間接金融である。

銀行はその代表的なエイジェントであるとされる。広く多数から委託され、個々の投資を委託されるのでもないから、いわゆる資産変換機能が現れる。つまり、タイム・ラグの長短やリスクの大小を変換しうるのである。こうして、銀行は、様々な信用を互いに交換させる作用を持つ。タイム・ラグの総体が決済手段として現れる。問題は、その量に対する期待を信用に換えうることである。一個のシステムをなす決済手段媒体が人工的に信用を創り出すことができ、かつ量的に操作することも可能である。

2 既存の信用理論について直ちに指摘しうる弱点

以上に対しては、直ちに幾つかの疑問を提出することが可能である。

まず、基本モデルである。タイム・ラグを隔てての交換は、それ自身 M. Mauss が船体的給付 *prestation totale* と呼んだ事象に属する。その意味は、こうした交換関係は必然的に不特定で社会全体を巻き込む付随的な作用を散乱させるといふものである。現に、借り手は貸し手に対して心理的経済的に大きな負担を感じ、それが予測不能のリアクションを連鎖的に生ぜしめる。貸し手にとってのリスクは、不安を生ぜしめ、実力行使を含む干渉を招く。こうした社会学的洞察は、例えば闇金融の問題を考える出だけで簡単に裏書きすることができる。

上述の理論において、*prestation totale* が視野に入っていないという問題は、リスクとモニタリングの部分に色濃く反映されている。

まず、リスクを評価する能力を個々の主体が有すると仮定されてしまっている。そうでなければ、利率や期間に関する理論は成り立たない。

さらにこの評価において、当の貸し手の行動、とりわけ干渉、が最大の考慮要因であるということが看過されている。他の債権者にとって、怪しい債権者が既に貼りついているのでないかどうか、リスク評価の最重要点である。貸し手は *prestation totale* の渦の中にあり、その外には立てない。

貸し手が外に立つ、という前提も、置かれたり置かれなかつたりする。リスク引き受け型の貸し手を想定する場合があるからである。リターンが収益に連動して変動するタイプであるが、収益からの距離が任意に合意しうると想定されてしまう。それを巡るやりとりはまさに壮絶な *prestation totale* でありうる。連動は介入を意味しうるから、連動しながらなお介入はしない、ということの実現は奇跡に近い。そもそも、全く連動させないこと、つまり定まったリターンが設定されること、の条件も模索されなければならないもので、当事者が希望しさえすれば実現しうるものではない。この観点からは、売買が視野に入っていないことが致命的である。つまり、リターンは現物で行ってしまっている。タイム・ラグが無い。なおかつ、リターンとともにその現物がまた返ることがあるのである。もちろん、貸し手が百パーセントのリスクをとったことを意味する場合がある。経営不振の会社を買い取り再建する場合など。しかし他方、日本の多くの信用供与は、返るか返らないか、意図的に曖昧にし、リスクを全くとらずに、なお現物を手に収める、という場合が多い。

モニタリングに目を移しても、それを的確に行うための制度的前提についての理論は希薄であり、まして、モニタリングへの動因が逸脱することへの警戒は見られない。エイジェンシーに伴うモラル・ハザードは意識されているが、有効なチェックは構想されていない。銀行等の能力の問題として扱われるのみであつたし、ようやくレギュレーションが真剣に議論されるものの、議論は混迷したままである。

3 古典理論、その一、政治システム

信用について考察するときの基礎は、特定のリソースに対して費用を投下し果実を収取する、という社会的活動である。

費用投下も果実収取も、複雑な社会的過程により媒介される。つまり、単一の主体が一義的明確に単一の資源単位に対して行う、とは概念されえない。多くの不定量不特定の交換関係によって媒介される。その交換関係の中には、様々な実力行使（暴力）、圧力、支配従属関係、が含まれる。

そこでは、もちろん、交換に関連して一定の期待が生まれはする。しかしそれは常に裏切られ、出し抜かれる、宿命を帯びている。この期待に関して「信用」という語を用いることも可能ではあるが、逆に、信用の問題を、この不透明の縮減、ないし縮減された状態、に関して用いることが認識の精度を高める。

その縮減に関する古典的な答えが、「古典理論」ということになる。この場合「古典的」とはギリシャ・ローマということになり、伝統的な政治・法理論を意味する。

ギリシャのポリスは、政治システムというデヴァイスを初めて考案した。これは信用創造のデヴァイスでもある。上述の不透明の縮減を徹底してゼロに、ないし限りなくゼロに近く、するのである。基本は、特定の主体が特定の資源に対して費用果実関係を完璧一義的に独占する、ということである。費用投下に関して一切他に依存しない。しかし実際にはこれは不可能である。少なくとも $t=0$ において、蓄積が無ければ回転は始まらず、それを保持し続けているということは蓋然性に欠ける。そもそも基盤の費用はどうするのか。費用果実関係を一義的にするための制度費用はどうするのか。これも初期投資の対象たらざるをえない。回転が不調な場合に、他から費用を融通してもらい、これを返す、ということもせざるをえないであろう。

これら全ての点につき、独立自由な主体間の透明な議論による決定に委ねる、というのが古典的な解であった。交換を避け、一方的で見返りを切断された贈与が政治システム自体に対してなされ、政治システム自体がそのような贈与として見返りなしに信用供与する。古典的方式の場合、政治システムの人格化さえおそれ、特定主体から特定主体への、政治的決定による裁可を経た、贈与、として概念構成された。これは何も突飛なことではない。現在でも、税と社会保障の関係はこれであり、社会保険や年金団体による解決は上の最後の部分とパラレルである。今人々の生存を支えておけば、将来の税収になり、それはまた新たな人々の生存を支える。ポイントは、これが不透明な交換にならないようにすることであり、政治システムの任務は、それを透明にすべくガヴァナンスすることである。

要するに、古典理論にあっては、消費貸借とは対極のモデルから出発することとなる。近代において古典理論として依拠されたアリストテレスの交換理論は、以上の出発点から既に大きく逸脱するものであったうえに、近代の理論家は、そのアリストテレスのテキストになお残る部分を精確には読まなかったのである。

4 古典理論、その二、占有

以上に対して、ローマは一個のサブシ

テムをドッキングさせ、修正を加える。つまり、政治システムの基本は維持したまま、そのようにして創出された自由独立主体間の個別的な費用果実連関を再解禁するのである。つまり、PがQに対して費用を融通し、Qは果実を得た中から返済する、という関係である。

これ自体、新しいシステムによる規律によって可能となるわけであるが、なお、非常な軋轢を社会の中に生み出した。そこで次々と追加的なレギュレーションが生まれた。その主たるものは、PがQに対して行いやすい干渉を厳格にブロックするシステムであり、特に、デフォルトの場合でさえ、介入を許さず、Qの資源をマーケットに委ね、対価からPに配当し満足させる、という制度である。包括執行原則であり、今日の破産手続の源流である。いずれにせよ、債務者Qに対する干渉をブロックする概念は、Qの当該資産に対する占有という概念によって与えられた。これを指導理念とする民事法の体系全体が、政治システムに付加されたこの新しいサブシステムをバックアップすることとなった。

こうした諸装置に裏打ちされて「消費貸借」が概念される。これはネガティブな概念であり、まず契約ではなく、「消費貸借」がなされれば利息の部分は（別途宣誓していない限りは）無効であり、元本の部分は不当利得返還としてのみ取り返しうるにすぎなかった。現在の理論は、この消費貸借を不正確に理解し、なおかつ諸々の制度的脈絡を無視してしまった、ということになる。なお悪いことに、にもかかわらずこれを基本モデルに選んだ。

5 古典理論、その三、bona fides

さらにローマは、第二のサブシステムを構築した。これは、性質上、政治システムと第一のサブシステムの二つから成るハイブリッドであり、なおかつ構造上、政治システムに付加されたサブシステムである。つまり、政治システムの下に、しかしその政治システムから自由な第二の政治的結合体、自治団体の如きもの、が複数形成され、なおかつそのバックアップを受けた人々が異なる第二の政治システムをまたがる形で、自由に関係を結ぶ、というシステムである。関係を結ぶときには、上述の第一のサブシステムに従うかのごとくに、個別的に二当事者間で信用を供与しあう。そういう自由な信用の関係を称して、bona fides の関係、つまり good faith の関係、と言った。

この関係の特徴は、具体的にというよりヴァーチャルに政治システムに属する当事者が、合意をし、丁度政治的決定に対するようにこれに絶対の信頼を寄せる。まるで対価を期待しないが如くに先に商品を引き渡したり、代金を支払う。もちろん、やがてそれ

は報われるが、その関係は、無償で給付することが将来〈世代〉に返って来る、という政治的関係に似る。このタイムラグが、信用に該当する。それは、実体の取引が極めて頻繁であって（個々のデフォルトにもかかわらず）全体としては信頼できる、ということによって補強されている。とはいえ、基礎に、第二の政治システムによる認証が存在し、その第二の政治システムを保障する基幹の政治システムの働きが存在する。基幹の政治システムは、例えば実力の介入をブロックする役割を担っている。不透明な巨大組織の暗躍も許さない。

にもかかわらず、同時に、タイムラグから発生する信用を占有のモデルで決済する。代金を先に支払ったものの商品が引き渡されなかった場合、上述のPがQに不当利得返還請求しえたのと同じ制度が働く。ただし、信頼を裏切る形で商品引渡不履行がなされた場合には、この bona fides という取引圏からの追放というサンクションが課される点、大きく異なる。ハイブリッドたる所以である。今日に至るまで、このタイプの信用は一個の基本として受け継がれる（「短期信用」「商業信用」）が、重大な帰結が二つ存する。第一は、決済制度、銀行の発達である。商業銀行ということになる。代金が支払われるであろうという信用がこのシステムの内部では非常に高いため、支払われない前から支払われたこととして、これを使って支払いに充当することができるようになる。さらには、これらのオペレーションを多数当事者が蓄積する。信用の個々具体的移転をせずに、一定期間後にまとめて決済する。このとき、銀行の帳簿上で全てを遂行しうる。銀行が信用取引を発達させる。第二は、ゴーイング・コンサーン・ヴァリューの保障ということである。何故ならば、取引対象を高度な果実産出力によって金銭価額評価することに関心が向かい、これを要素マテリアルに解体することに消極的となる、ばかりか、そうした力が働くことに対して強いサンクションが形成される。何故ならば、それは結局信用破壊であるからである。技術や人員の複合体をそのまま売買するという観念や、民事再生という観念、の源である。新しい取引圏において、政治システムが陰に陽に再び作用を開始している、ということをおぼろげに忘れない。

6 古典理論の弱点

以上のように層を成して形成された古典的把握に、重大な欠点、ないし空隙、が存在する。第一は、政治システム自体の形成困難、ないし脆弱さである。第二は、その政治システムを二重に、しかも微妙に組み合わせる、ということの難しさである。第三の、そして最も大きな限界は、単純な占有原理を基盤とした信用と、bona fides を基盤とした信

用、をどのように接合するか、という点である。古典理論は、所有権、という一つの解を用意した。単一の占有対象物の上に、ゴーイング・コンサーンを概念するのである。単一物でありながら、それを資産価値として把握し、資産価値として把握しながら、それを単独で捕捉する。なによりも、bona fides に対する政治システムのバックアップ力が弱った時に、単純な占有保障のみの片肺飛行にしてなお、高度な信用を維持したい、という思想である。

今日でいえば、短期の商業信用を、どうやって長期の産業投資に結び付けるか、という問題である。前者は実はスペキュレーションを排除する。後者はスペキュレーションを妨げないが、個別的にリスクが現れるので、システミック・リスクは生じない。ところがこれを組み合わせた途端、全体を破壊する度合いの信用膨張が発生した。極端な信用収縮政策によって切り抜けた後、実質、bona fides の方の信用を解体することになってしまった。つまり、固い現物マテリアルを担保にするタイプのプリミティブな信用しか生き残らなかったのである。

7 イスラーム古典法学における信用

にもかかわらず、以上のように古典理論を把握しなおすことは、さしあたり、利息が宗教的規範によって禁止されながら、豊かな信用の世界を発達させたイスラーム世界の理解に資する。なぜならば、単純な貸借、そして交換、時間軸の設定、という舞台装置では謎でしかないイスラーム世界の概念は、実は古典理論とは全く違った仕方で全体的給付の弊害を縮減しようとしたものであると考えられるからである。

このプロジェクトと密接な関係において完成された両角吉晃「イスラーム法における信用と「利息」禁止」(2011年)によれば、例えば「金銭を得て返す交換の間にタイムラグがあってはならない」という（理解するには頭をかきむしるしかない）教えの意味するところは、二つの給付の間の全体的給付連関を遮断するためのものである。二つの一方的な贈与が「全く関係なく」そこに存在しているのでなければならない。消費貸借はカテゴリカルに斥けられる。古典理論における短期の商業信用であれば、強い信頼関係の中で、一方的給付をしてしまう、ということが可能である。かくして、近似的には、このことは、信用を短期信用にとどめ、端的な費用果実関係に介入するがごとき長期信用は禁忌とする、という思想がここに認められるのである。もっとも、このシステムは宗教的規範に依存しており、このことがテクニカルな概念の発達をもたらすことを妨げたと考えられる。つまり、様々な保障制度の構築に人々を向かわせなかった。かくして、12-3世紀の精緻な

古典法学理論は、早々に忘却されていった。逆に言えば、両角論文は、それを発掘した大きな意義を有することになる。

8 初期近代のイングランド

初期近代のイングランド、古典理論の引照が最も直接的に可能な信用世界である。ポイントとなる制度が信託であることは言うまでもない。テクニックの発展史としてではなく、社会基盤自体を比較することが可能な視座から信託の発生を大きく捉える研究は緒についてばかりであるが、例えばローマの信託遺贈との間に対照的な特徴が検出される。信託遺贈は、発達した短期信用の資産を担保するために土地所有にバックアップを求めるという形をとる。土地所有は資産からの融資を受けるかわりに安定的な定期金を受益者に払い続ける。これに対して、初期近代イングランドにおいては、明らかに、単純な土地所有を資産化するという動機が存在が認められる。土地を保有する者が、特定受益者への定期金と引き換えに譲渡するのである。譲渡を受けた者は果実を採取し、安定的に受益者への給付を実現する責任を負う。

この種の比較から判明するのは、信託の両義性である。まず、古典理論の限界について述べたこととの符合が存在する。つまり、信託は、見事、古典理論において架橋不可能であった長期と短期の信用を媒介する。しかし同時に、一旦間違えると、まさに「譲渡」という法律構成が委任や組合と好対照をなすように、土地保有の側に信用が吸収されるリスクを負う。現にローマでそうであったからである。すると、ポイントは、近代初期イングランドにおいては、ローマ末期とは対照的な或る社会条件が存在し、ベクトルの向きを決して逆転させはしなかった、のではないかと予想が生まれる。極めて興味ぶかい検討課題であるが、今回はその究明にまでは至らなかった。

それでも、ローマにおける条件さえ欠けるところ、例えば現代の日本、において信託に何を求めうるか、どこに危険が潜むか、について、重要な手掛かりが得られ、金子敬明、加毛明といったメンバーは、現に厳密なアプローチを採りつつある。

9 アンシャン・レジーム期フランスの信用問題

近代の標準的信用概念にとって、アンシャン・レジーム期フランスは、スコットランドと並んで、重要である。重商主義、それから重農主義、の信用観は、経済学的標準信用概念の形成に大きく寄与した。

しかるに、重商主義、および重農主義、の背景に存する社会構造上の問題についての研究は十分と言えない。このプロジェクトはここを埋める野心を有したが、さしあたりの見通しを得るにとどまった。

それでも、二つの方面から一筋の光明を得ている。第一は、所有権概念の発達を見極め、その作動の精緻な分析をする、という課題の発見である。usufruitなどの信用形態は信託とパラレルな面を有し、土地保有を資産化し、土地に入る信用をスクリーンするが、他面、土地の実体的把握に大きく依存したまま、資産化されたものを土台とする信用装置、つまり短期の信用市場を大きく発展させる部分が欠けた。

以上のことは、mutatis mutandisに言っ、て、重商主義が土地保有の内部に手を付けず en bloc に空中の取引のみを重視したことを批判する重農主義も、土地保有の古い内部構造を解体して産業資本中心の考え方に道を拓くものの、産業信用モデルに傾斜し、信用を媒介する装置、政治システムや金融の透明性の問題、を視野に収めえなかった、ことに対応する。その辺りの限界とディレンマは、例えばモリエールの喜劇「ミザントロップ」に如実に反映されているところである。

10 19世紀近代の基幹的信用観

19世紀以降、標準理論は、かくして圧倒的なほど、産業資本を理想とし、これを理論モデルに据えるものであった。つまり端的な消費貸借＝長期信用＝産業銀行を軸とするものになった。国民経済学、あるいは法学理論、等々、プロイセン＝ドイツが理論的ヘゲモニーを握る所以である。

ただし、実際の比重は、例えば非常に異なる信用観を20世紀の戦間期に至るまで保持していたと思われるアメリカの金融界などが保持した事実からして、かなり違っていたと思われる。このギャップ自体興味深いが、アメリカの金融界なども、どこまで対抗的、自覚的理論的であったかは疑問の余地を残す。

いずれにせよ、例えば銀行に関する「二重機能」論のように、与信方面は「貸借」という粗い概念を採用したのである。

要するに、信用が産業を把握するのはよいとして、それをもカヴァーする全体的給付リスク減殺装置には思い至らなかったのである。古典理論において、そうした装置が万全である小さな内海から決して出ないことにより信用を発達させえた、そして結局のところ外海からのインプットによって崩壊した、のと好対照である。

11 近代中国の信用問題

以上のような近代的信用は、まずは植民地主義の中で、端的な作用を及ぼす。あらゆる全体的給付リスク減殺装置を欠く空間において、野放図に全ての手段が採られる。とりわけ端的な軍事的手段の使用である。この点、戦間期のアメリカの金融界がドイツ的ないし日本の信用概念と激突したことは十分に留意されるべきである。それは、中国を巡ってであった。

とはいえ、厳密な学問的作業のためには、中国社会の側の分析が欠かせない。制御装置をはずされた「近代的産業信用」が向かった先には、しかし従来の信用構造が存在していたはずであり、現に、このプロジェクトの一員（松原健太郎）は目覚ましい形でそれを解明しつつある。特に土地の上の親族集団が重要な役割を果たし、物的な、つまり土地保有に関する、部分と金融を繋いでいるのである。とはいえ、それは全体として、全体的給付問題を克服しえてない。そこから発生するリスクをとことん抱えているのである。ただし、却ってそれを十分に意識しえている、とも言える。少なくとも、単純で粗野な「近代的信用観」が「克服していないくせに克服したと勝手にみなして無視している」と好対照である。

1 2 近世日本の信用問題

そういう「近代的信用観」が襲う以前の日本の状況は、十分に有意な構造分析を欠くままであるが、それでも、極めて重要な光が差し始めている。このプロジェクトの一員（桑原朝子）は、このプロジェクトの中で、主として（上述モリエールの分析にパラレルな形で）文学を分析し、17-8世紀京都・大阪の商人の信用観念を明らかにした。一言で言えば、中国における全体的給付関係全面利用（それによるメリットと不安定）とも好対照の、端的に物的な力に依存する方向に追い詰められていく信用世界であり、京都・大阪の商人に限られない構造であるかもしれないという見通しが示されている。

もしそうであるとすると、「近代的信用観」は入って行きやすい極めて有利な土壌を見出したであろう、という予測が成り立つ。かつ、その「近代的信用観」の中でも或る一面が肥大する形でそれが輸入されるであろう、という予測が成り立つ。

1 3 信用をめぐる問題の現代的状況

大きな状況としては、19世紀流の基幹的信用観が大きくその限界をさらし、なおかつ代替理論が形成されていない、ということを描きしめる。ならばその代替理論の構築のためにはどうすべきであろうか。

第一に、短期信用と長期信用を連結するための分節構造に関して示唆が省察を深める必要がある。とりわけ後者が極めて多様な社会構造を包含するという、その際にどのようにその現実を識別するか、どのような形態の長期信用ならば短期信用の世界システムと連結してよいか、を考えなければならない。その際、土地の上の人的組織の問題に細心の注意を払わなければならない。第二に、短期信用を基礎づける制度的社会的基盤を十分に特定しなければならない。とりわけ透明性、そして政治システムの流用、という課題が存する。第三に、このことと深く

関係して、様々なタイプの「国家」を政治システムの観点から識別すること。信用の基盤を成したり、信用を得る経済主体であったりするわけであるが、政治システムとしては不完全であるため、いずれにせよ、信用にとって大きな阻害要因となっている。不透明な権力が信用の敵であるが、本来透明性保障の軸であるはずの「国家」が不透明な権力の代名詞となっている、というのが最大の皮肉である。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕（計 12 件）

1. 滝澤紗矢子、アメリカ競争規制に対する O. W. ホームズ Jr. の理論的寄与 — “The Common Law”における議論を手がかりとして、水野紀子編、社会法制・家族法制における国家の介入、査読無、有斐閣、2013年、43-52頁
2. 桑原朝子、近松門左衛門「大経師昔暦」をめぐって — 貞享改暦前後の日本の社会構造、北大法学論集、査読有、64巻2号、2013年、1-59頁
3. 森田果、ソーシャル・レンディングはどのように機能しているのか？ 個人金融、査読無、8巻1号、2013年、52-61頁
4. 原田央、物権準拠法再検討のための準備報告 — 最高裁平成14年10月29日判決を契機に、千葉大学法学論集、査読有、27巻4号、2013年、344-400頁
5. 齋藤哲志、「フランス法における返還請求の諸法理—原状回復と不当利得—（5）」法学協会雑誌、査読有、130巻3号、2013年、669-726頁
6. 金子敬明、抵当権と時効 — 最近の三つの最高裁判決を機縁として、千葉大学法学論集、査読有、27巻3号、2013年、1-72頁
7. 原田央、L'exterritorialité, la juridiction consulaire et le droit international privé: une réflexion sur le droit international privé à la fin de XIXème siècle, Une critique du mythe de l'origine remontant à Savigny au Japon, L. Nuzzo and M. Vec (ed. s), *Constructing International Law The Birth of Discipline*, 査読無、2012、 p p. 331-352
8. 桑原朝子、近世前期の裁判物にみる上方都市の社会構造 — 「民事裁判」をめぐって、長谷川晃編、法のクレオール序説、査読有、北海道大学出版会、2012年、215-239頁
9. 金子敬明、irreducible core of trusteeship の概念について、新井誠ほか編、信託法制の展望、査読無、日本評論社、2011年、206-231頁
10. 松原健太郎、Traditional Land Rights in Hong Kong's New Territories, Billy So & Ramon Myers eds. *Treaty-Port Economy in*

Modern China, University of California, Berkeley、査読無、2011、pp.147-171

11. 松原健太郎、Land Registration and Local Society in Qing China: Taxation and Property Rights in mid-nineteenth century Guangdong, *International Journal of Asian Studies* (Cambridge University Press) 査読有、8-2、2011、pp.163-187

12. 岩原紳作、世界金融危機と金融法制、査読無、金融法務事情、1903号、2010年、27-53頁

[学会発表] (計 6件)

1. 松原健太郎、Local Society, Colonial Government and the Catholic Church in the Early Administration of the New Territories、2013年1月3日、Workshop on Multicultural Encounters in Hong Kong(香港大学・香港人文社会研究所)における招待報告

2. 加毛明、Blick aus Japan auf die deutsche Schuldrechtsmodernisierung. Eine Studie zur Rechtsübertragung、2012年11月23日、ミュンヘンにおける研究集会、Zehn Jahre Schuldrechtsmodernisierung、ドイツ

3. 松原健太郎、Ownership and Possession in Qing China: The Dynamics of Local Social Structuring and the Property Regime、2012年9月11日 Harvard New England China Seminar(ハーヴァード大学フェアバンク・センター)における招待講演、米国

4. 原田央、Quelques réflexions historiques sur la situation du droit international privé japonais—le rôle des juristes dans le processus législatif au Japon、2012年5月24日、国際比較法学会・国際私法セッション・ナショナルレポート、台北、台湾

5. 松原健太郎、Problems in Cross-border Mergers & Acquisitions in China and their Historical Foundations、2012年2月8日 Columbia University Society for Chinese Law (コロンビア・ロー・スクール) における招待講演、米国

6. 松原健太郎、Traditional Land Rights in the New Territories of Hong Kong, All Pacific Business and Economic History Conference、2011年2月19日、アメリカ合衆国・カリフォルニア大学バークレー校

[図書] (計 4件)

1. 木庭顕、現代日本法へのカタバシス、羽鳥書店、2011年、310頁

2. 両角吉晃、イスラーム法における信用と「利息」禁止、羽鳥書店、2011年、321頁

3. 木庭顕、ローマ法案内—現代の法律家のために、羽鳥書店、2010年、243頁

4. 滝澤紗矢子、競争機会の確保をめぐる法構造、有斐閣、2009年、230頁

6. 研究組織

(1) 研究代表者

木庭 顕 (Koba Akira)

東京大学・大学院法学政治学研究科・教授
研究者番号：20009856

(2) 研究分担者

両角 吉晃 (Morozumi Yoshiaki)

東京大学・大学院法学政治学研究科・教授
研究者番号：50239711

松原 健太郎 (Matsubara Kentaro)

東京大学・大学院法学政治学研究科・教授
研究者番号：20242068

原田 央 (Harata Hisashi)

東京大学・大学院法学政治学研究科・准教授
研究者番号：60302642

(H21より追加)

桑原 朝子 (Kuwahara Asako)

北海道大学・大学院法学研究科・准教授
研究者番号：10292814

森田 果 (Morita Hatsuru)

東北大学・大学院法学研究科・准教授
研究者番号：40292817

(H21より追加)

金子 敬明 (Kaneko Yoshiaki)

千葉大学・大学院専門法務研究科・准教授
研究者番号：80292811

加毛 明 (Kamo Akira)

東京大学・大学院法学政治学研究科・准教授
研究者番号：70361459

(H21以降、連携研究者)

滝澤 紗矢子 (Takizawa Sayako)

東北大学・大学院法学研究科・准教授
研究者番号：40334297

(H21以降、連携研究者)

(3) 連携研究者

岩原 紳作 (Iwahara Shinsaku)

東京大学・大学院法学政治学研究科・教授
研究者番号：20107486

神作 裕之 (Kansaku Hiroyuki)

東京大学・大学院法学政治学研究科・教授
研究者番号：70186162

太田 匡彦 (Ota Masahiko)

東京大学・大学院法学政治学研究科・教授
研究者番号：80251437

齋藤 哲志 (Saito Tetsushi)

北海道大学・大学院法学研究科・准教授
研究者番号：50401013

川村 力 (Kawamura Chikara)

北海道大学・大学院法学研究科・准教授
研究者番号：70401015